

# （仮称）朝霞市手話言語条例（案）の概要に係るパブリック・コメントの実施について

## 1. 基本的な考え方

人が人として生きていく上で、コミュニケーションは必要不可欠なものです。

しかし、ろう者であるがゆえに、意思の疎通を図ることが困難となり、二次的な障壁が生まれ、生きづらさを感じている方がいらっしゃいます。

こうした現実を踏まえ、市民に対して聴覚の障害に関する周知を行い、ろう者の使う手話や手話がろう者にとっての言語であることについての理解を深め、手話によるコミュニケーションができる地域社会の実現に向けて取り組む必要があることから、朝霞市では手話言語条例を制定します。

今回、上記の内容を規定した条例（案）の概要をまとめましたので、市民の皆様からの意見を募集するため、パブリック・コメントを実施するものです。

※なお、この条例でいう日本手話とは、テレビの手話付き番組などで見られるもののことです。

## 2. 意見募集期間

- ・平成27年6月1日（月）から平成27年6月30日（火）（必着）までの30日間（土曜日、日曜日を含む日数）

## 3. 意見を提出できる方

- ・市内に住所を有する方
- ・市内に事務所又は事業所を有する方
- ・市内に存する事務所又は事業所に勤務する方
- ・市内に存する学校に在学する方
- ・本条例（案）について利害関係を有する方

## 4. 公表資料

- ・（仮称）朝霞市手話言語条例（案）の概要

## 5. 資料閲覧場所

- ・市ホームページ
- ・市政情報コーナー
- ・内間木支所
- ・各出張所（朝霞台・朝霞駅前）
- ・各公民館（中央・南朝霞・北朝霞・東朝霞・内間木・西朝霞）
- ・図書館（本館・北朝霞分館）
- ・障害福祉課

計14か所

## 6. 周知方法

- ・市ホームページ（最新情報） 平成27年6月1日（月）概要（案）を公表します。
- ・市SNS（フェイスブック・ツイッター）平成27年6月1日（月）パブコメ実施の周知のみ
- ・広報あさか（6月号） 平成27年5月27日（水）パブコメ実施の周知のみ

## 7. 意見提出方法

- ・住所、氏名（法人の場合は所在地、名称及び代表者名）、意見及びその理由を記入の上、郵送（住所は欄外左上に記載）、ファックス、メール又は直接提出してください。
- ・様式は自由とします（ホームページには様式を掲載します。）。
- ・電話は不可とします。
- ・メールの場合、件名を「(仮称)手話言語条例（案）に対する意見」とし、添付ファイルは使用せず、メール本文に記載してください。

## 8. 意見の公表

- ・提出された意見に対して、個別回答は行いません。
- ・提出された意見は、後日、ホームページ等で公表します。
- ・意見の内容以外の個人情報公表しません。

## 9. 問い合わせ・提出先

- ・〒351-8501 朝霞市本町1-1-1 朝霞市福祉部障害福祉課
- ・電話：048（463）1598（直通）
- ・FAX：048（463）1025
- ・E-MAIL：syogai\_fukusi@city.asaka.saitama.jp